

総合研究大学院大学文化科学研究科「総合日本文化研究実践教育プロジェクト」 実施要項

平成 20 年 5 月 22 日
学 長 裁 定

(趣旨)

- 1 この要項は、総合研究大学院大学文化科学研究科「総合日本文化研究実践教育プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(目的)

- 2 本プロジェクトは、総合研究大学院大学文化科学研究科（以下「本研究科」という。）の学問諸分野における先導的で国際的に活躍できる高度な専門的知識及び能力を本研究科の学生（以下、「学生」という。）に修得させるとともに、人間の文化活動並びに人間と社会、技術及び自然との関係に係る関連諸分野と有機的に連動できる創造性豊かで優れた専門応用能力を備える若手研究者の育成を目的とする。

(対象となる事業)

- 3 本プロジェクトの目的を効果的かつ効率的に達成するため、次の各号に掲げる事業及びその他の付帯事業を実施する。これら事業の実施に関して必要な事項は研究科長が別に定める。
 - (1) 専門研究推進事業群
 - ①「総研大文化科学研究」刊行事業
 - ②アドバイザーボード評価事業
 - ③フィールドワーク派遣事業
 - ④国内調査研究支援事業
 - ⑤国内外研究成果発表等派遣事業
 - ⑥研究科選定交際会議参加事業
 - (2) 横断連携推進事業群
 - ①文科学術フォーラム事業学生企画委員事業
 - ②学生企画委員事業
 - ③学生企画事業 (Student Initiative Project)
 - ④他専攻大学共同利用機関活用事業
 - ⑤博士論文公開発表会派遣事業
 - ⑥表現発信能力涵養事業
 - ⑦国際ワークショップ事業
 - ⑧教員学生連携企画事業
 - (3) 自立支援事業群
社会人学生に対する e-learning をベースとしたバーチャル教育推進事業
 - (4) F D 推進事業群
教員のための、遠隔教育コンテンツ作成システムの利用技術講習
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本プロジェクトの事業内容、実施経過及び成果等

をホームページ等を活用して公表し、他の大学院及び学生を含め社会に広く情報提供する附帯事業

(6) その他研究科長が承認した事業群

(企画運営の組織)

4 本プロジェクトの企画運営は、本研究科の専攻長会議において実施する。

(事業の取扱い)

5 本プロジェクトの実施にあたっては、特定教育研究経費採択条件等に定めるもののほか、この要項の定めるところに従い、事業を実施するものとする。ただし、本研究科の専攻の判断により、次項に定める事業経費以外の経費を用いて、当該事業の充実又は拡充することを妨げるものではない。

(事業経費)

6 本プロジェクトの実施に要する事業経費は、特定教育研究経費「総合日本文化研究実践教育プロジェクト」及び標準教育研究経費「専攻運営費拠出金」とする。

(事業経費の算定基準及び経理処理)

7 本プロジェクトの実施に要する事業経費の算定基準及び経理処理は、本研究科の専攻を置く大学共同利用機関及び独立行政法人(以下「基盤機関」という。)において事業経費を執行する場合は当該基盤機関に適用される会計規則その他の会計規程等によるものとし、それ以外の場合は国立大学法人総合研究大学院大学会計規則(平成16年法人規則第10号)その他の会計規程等によるものとする。

(事業経費の送金処理)

8 事務局は、本研究科が別に定めるところにより、本プロジェクトの実施に要する事業経費を当該専攻を置く基盤機関に送金するものとする。

(本プロジェクトの事務)

9 本プロジェクトの事務は、基盤機関における事務担当部署の協力を得て、事務局基盤事務総括室において処理する。

(本要項適用期間及び見直し)

10 この要項は、平成20年度特定教育研究経費事業の期間である平成21年3月31日まで適用し、この適用の期間における事業の実績及び成果等に基づき、必要に応じ、本プロジェクトの見直しを含め必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

11 この要項に定めるもののほか、本プロジェクトの実施及び事業経費の執行その他必要な事項については、本研究科の専攻長会議の議を経て、研究科長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 適用期間満了により失効した総合研究大学院大学文化科学研究科「総合日本文化研究実践教育プロジェクト」実施要項（平成 17 年 11 月 18 日学長裁定）及び総合研究大学院大学文化科学研究科「スチューデントイニシアティブ実践教育プロジェクト」（平成 19 年 3 月 16 日文化科学研究科専攻長会議承認）に措置された経費に基づき実施された事業を通じて発生、取得した財産に関する権利、義務及び管理は、本プロジェクトが引き継ぐものとする。